

令和6年度恵庭市教育委員会会議(6月定例会)会議録

日 時	令和6年6月7日(金) 開会17時30分 閉会18時40分	
会 場	市民会館 1F 第1会議室	
出席委員	教育長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	岩 渕 隆 土谷 秀樹 尾形 直子(欠席) 福屋 栄人 白崎 亜紀子(欠席)
会議出席者	教育部長 教育部次長 教育総務課長 教育総務課主幹 教育支援課長 社会教育課長 学校給食センター長 読書推進課長 郷土資料館長 教育施設課長 教育総務課主査	狩野 洋一 山口 晃弘 藤野 真一郎 前川 豊志 横山 真澄 黒氏 優子 山野辺 龍人 和合 智子 高野 隆司 塚野 憲 小井 裕介
議題及び議事の概要	別紙のとおり	
会議の傍聴を許可された者	なし	
議事録署名委員	福屋 栄人	

令和6年度恵庭市教育委員会会議(6月定例会)結果表

令和6年6月7日(金) 17時30分開会

18時40分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

事案番号	件 名	議決結果
議案第1号	恵庭市立恵庭小学校学校運営協議会委員の選任について	原案可決
議案第2号	恵庭市立和光小学校学校運営協議会委員の選任について	原案可決
議案第3号	恵庭市立恵み野旭小学校学校運営協議会委員の選任について	原案可決
議案第4号	恵庭市教育支援委員会委員の選任について	原案可決
議案第5号	恵庭市青少年育成事業補助金審査委員の選任について	原案可決
議案第6号	恵庭市文化活動奨励補助金審査委員の選任について	原案可決
議案第7号	恵庭市学校給食センター運営審議会委員の選任について	原案可決
議案第8号	恵庭市社会教育関係団体の登録に関する規則の全部改正について	原案可決
報告1	恵庭市学校教育基本方針の見直しについて(中間報告)	報告済み
報告2	恵庭市立学校における働き方改革推進計画の改定について(中間報告)	報告済み
報告3	「令和5年度恵庭市社会教育施設利用状況」、「令和5年度社会教育事業報告」及び「令和6年度恵庭市の社会教育」の公表について	報告済み

○会議出席者

岩渕教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員

事務局 :狩野教育部長、山口教育部次長、藤野教育総務課長、前川教育総務課主幹、横山教育支援課長、黒氏社会教育課長、山野辺学校給食センター長、和合読書推進課長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

議 事 録

開 会 17時30分

教 育 長	只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。
事 務 局	今回会議の議事録署名委員は、福屋委員をお願いします。
教 育 長	よろしいでしょうか。
委 員	(承認)
教 育 長	次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。
	(事務局から前回の議事録について報告)
	ただいまの記録のとおり承認するということよろしいですか。
各 委 員	(はいの声)
教 育 長	続いて日程3、議案に入ります。 (議案第1号非公開審議) (議案第2号非公開審議) (議案第3号非公開審議) (議案第4号非公開審議) (議案第5号非公開審議) (議案第6号非公開審議) (議案第7号非公開審議)
	次に、議案第8号恵庭市社会教育関係団体の登録に関する規則の全部改正について、事務局よりお願いいたします。
事 務 局	私からは、議案第8号恵庭市社会教育関係団体の登録に関する規則の全部改正について、ご説明いたします。 16ページをご覧ください。 第1条をご覧ください。この規則は、恵庭市における生涯学習等の振興及び社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体の育成を図るため、恵庭市社会教育関係団体の登録について必要な事項を定めたものであります。 次に25ページをご覧ください。 こちら新旧対照表となっております。 一部改正ではなく、全部改正としました理由は、この規則の他に認定基準要綱というのをこれまで定めておりましたが、わかりづらいということもありまして、規則の中にすべて盛

り込んだ形といたしました。26ページの部分が大きく変更がございます。これまで別に定めておりました基準の部分はこちらに盛り込んでおります。それから登録の申請を第3条に規定しております。こちら左側の現行欄には『社会教育関係団体情報カードと関係書類』と書いてありましたが、関係書類についての記述がございませんでしたので、登録の申請の部分で新規に基準を設けてあります。他には大きなものはございませんが、文言整理を行っております。

以上、簡単ではありますが、私からの説明とさせていただきます。

教 育 長 これまで認定基準で定めていた細かいところを一つにまとめたということです。また、様々な言葉の文言整理をしたということになります。これについてご質疑等ありますか。

委 員 この社会教育関係団体に登録することで、どのようなメリットがあるのでしょうか。また、どういう団体が登録しているのか教えていただけますか。

事 務 局 公共施設等を利用する際に半額で利用することができるもので、活動を活発にすることができるのが、主なメリットです。

実際の団体ですが、申請を要する団体は各市町村に独自の団体、例えばダンスやスポーツをやる会、フルートの会などそういった団体が登録されております。また、社会通念上、社会教育法10条に謳われているような誰が見てもわかるような、例えばユネスコ協会やライオンズ、社会福祉協議会などの団体は登録しなくても社会教育関係団体としております。そういった団体は、社会通念上はもうすでに社会教育関係団体と決められているので、申請はしなくても登録されていることになります。

教 育 長 公共施設の半額規定というのは恵庭市の話ですか。

事 務 局 恵庭市の建物の条例でそれぞれ決められているのですが、ほとんどの公共施設で社会教育団体が利用する際は、半額とすることとしております。

教 育 長 その要件の一つに、この団体に登録されていることという規定があるのですね。

事 務 局 はい、そのとおりでございます。

教 育 長 その他、ありますか。

各 委 員 （なしの声）

教 育 長 なければ、以上で議案第8号について終了いたします。

続いて日程4報告に入ります。報告1は、恵庭市学校教育基本方針の見直しについて（中間報告）です。事務局よりお願いいたします。

事 務 局 過日、5月13日にこちらでご報告させていただきました恵庭市学校教育基本方針の見直しにかかわるその後の経過等について、ご報告申し上げます。お手元には中間報告と記した1枚ものの資料と平成24年4月策定の基本方針をお配りさせていただいております。始めに1枚ものの資料をご覧ください。

1の趣旨についてですが、過日ご報告させていただいたとおり、この度の一部改定は時代の変化や子どもたちの状況、社会の要請等踏まえ、現行の基本方針に時点修正を加えたものであります。2のこれまでの経過についてですが、5月13日の教育委員会議の後、15日に検討会議の委員委嘱を行い、その後、各委員の皆様には2週間程度の期間で現行の基本方針について調査研究を進めていただきました。その上で5月30日に第1回目の検討会議を開催し、3にお示しした各委員の皆様にお集まりいただくと共に、座長を務めていただいている北海道文教大学の相馬教授の進行で調査研究の結果を意見集約したところです。次に検討会議における主な意見等についてご説明いたします。恐れ入りますが一緒に配布いたしました基本方針のページを指定しながらこの後ご説明いたしますので、1枚ものの資料と併せてご覧いただければと思っております。始めに6ページにかかわってですが、中段の図表において平成の延長となっている年号の修正並びに下段の児童生徒数の推計値について、最新のデータの加筆についてご意見を頂戴したところであります。次に12ページにかかわってです。特に表の中段、学校の役割にかかわりまして、最新の中教審の答申でありますとか新学習指導要領の改定の趣旨を踏まえた表現、こういったものの修正について意見をいただいたところです。次に14ページにかかわってであります。現行の文末「この配置を継続します。」といった表現を子どもたちの状況も変わってきていることから、必要に応じた検討ができる表現に見直しをしてはどうかといった意見を頂戴しております。同様の観点で、15ページの特認校制度についてもよりよいあり方に向けた検討ができる旨の記述について、修正を加えてはいかがかということ意見で頂戴しております。次に16ページにかかわってですが、道内の多くの自治体が、また管内でも江別市や北広島市をはじめとする自治体が、小中一貫教育を導入していることから、今後の本市における一貫教育の導入の是非も含め、検討可能とする記述に修正し検討するべきとの意見をいただいております。次に17ページにかかわってです。現行の基本方針にあります特別支援学級補助員並びに学校支援教育学校補助員の名称は、現在特別支援教育支援員の名称に統一されておりますので、その旨反映したものとご意見いただいております。最後に21ページ以降の第3編教育推進プログラムに関しましては、現行の記述が第1次の教育推進プログラムを受けた記述になっているところであります。現在進行中の第3次教育推進プログラムとの整合性を図るようということでのご指摘をいただいているところです。次に今後の対応についてご確認いたします。ただ今ご説明申し上げた検討会議委員の皆様からの意見を踏まえた修正作業を事務局の方において行い、来週11日に第2回目の検討会議においてお示しすることとしております。その後、27日の総務文教常任委員会にて素案を報告した後、皆様には7月の教育委員会議にて審議をいただく予定で作業を進めておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長

2つありまして一つは文言の整理がこれまでされていなかったことについて時代に合わせて整理を進めるもの、それと今後の学校の在り方を検討できるような記述をする、大きく分けてそのような内容となっております。

今回はいただいた意見だけであるものですから、実際に修正案で新しいものを見ただいた方がわかりやすいと思いますので、素案ができましたら提示させていただきます。

ただ今の報告1についてご質疑等ございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で報告1について終了いたします。

続いて報告2は、恵庭市立学校における働き方改革推進計画の改定の中間報告についてです。事務局よりお願いいたします。

事 務 局

報告2恵庭市立学校における働き方改革推進計画の改定の中間報告についてご説明いたします。

素案の本体としては20ページまでとなりまして、21ページ・22ページに素案の概要版が裏表で載っております。続いて23ページからは参考資料として現行の恵庭市立学校における働き方改革推進計画の第2期計画、39ページには令和6年3月に道教委のほうで策定された第3期の働き方改革のアクションプランをご用意しております。

この道の第3期の働き方改革の計画策定を受け、恵庭市としても第3期の働き方改革推進計画の策定作業を進めておりまして、本日、素案という形で中間報告をさせていただくものです。

始めに、21ページにある概要版の裏面22ページをご覧ください。

概要版裏面の下段に、恵庭の第2期計画の章立てと道の第3期計画の章立てが並んで記載しておりますが、具体的な取り組みActionという項目を道の第3期の章立てと合わせる形で変更しておりまして、恵庭の第3期素案では、上段にありますとおり、道と合わせて内容も含めAction1～5としています。

それでは第3期の素案の内容の説明に入らせていただきますが、太字で網掛けしている語句或いは文章が記載されておりまして、その箇所が今回、道の第3期の計画を受け、第3期に盛り込んだ部分となります。

その箇所を中心に説明させていただきます。

1ページですが、『第1章基本的な方針』の『(1)計画の趣旨、取組の方向性』から始まりまして、『(2)目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間』があります。4ページでは『(3)市教委及び学校の役割』、『(4)保護者や地域住民等への理解促進』、『(5)学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進』、5ページの上の表、『学校・教師が担う業務に係る3分類』がございます。このあたりまでは第2期を踏まえて踏襲した内容が続いております。今回、『(6)SDGsの推進』ということで新たに加わっております。続いて6ページになります。『第2章具体的な取組』ですが、『Action1校務の効率化と役割分担の推進』ということで、『(1)ICTの活用による校務効率化の推進』の市教委のところですが、GIGAスクール構想や学校DXを推進するという文言が入っております。続きまして『(2)保護者・地域等との連携協働』については、市教委・学校ということで、先程、前のページで示された業務3分類を踏まえて、地域とも対話を重ねながらという文言が加わっております。その下の市教委の役割として、一番下の行になりますが、学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について、積極的に総合教育会議の議題とするなど市長部局と市教委が一体となるような文言が入っております。次の7ページ、学校の部分については、学校の働き方改革の取組状況等について、学校便りやホームページで公表するなどして保護者や地域に周知するという文言が入っております。『(4)学校給

食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減』とありますが、学校給食の公会計化については、第2期でも触れておりますが、その間、学校徴収金の徴収及び管理、それらを教員が関与することのない仕組みを構築するということが詳細も含めて触れております。校長会にもこの素案を見ていただいて意見を伺うなど確認していただいております。学校現場でも現在、教員が現金を触るような取扱いにはなっていないことを確認しているのですが、そのようなことで改めて第3期ではこのような文言が加わっております。8ページになりますが、『Action2部活動指導に関わる負担の軽減』ということで、『(1)部活動休養日等の完全実施』の部分では、恵庭市立学校における部活動の在り方に関する方針がありますけれども、学校という項目においては、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日等その運用を徹底するというような文言が入っております。続いて9ページ、『(3)大会等に係る負担の軽減』の市教委の部分として大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請していくという文章が入っております。『(4)部活動の地域移行』についてですが、市教委として、令和7年度までに、取組みを重点的に行い、地域の実情等に応じて可能なものから実現を目指すというような文章が入っております。『Action3学校運営体制の見直しなどによる改善』ということで、(1)教頭の業務縮減、市教委ということで以下道教委の取組みを参考に教頭の業務縮減を図るとしており、次ページの囲みで示した道教委とありますが、こちらに示した取組みを参考に教頭の業務縮減を図るという文言が入っております。続きまして、11ページになります。中段『(3)適切な教育課程の編成・実施』ということで、市教委の部分の役割として、標準授業時数を大きく上回った教育課程を編成・実施することがないように指導・助言するといった文言が入っております。次の項目においても各年度の教育課程編成において、余剰実数は必要最小限とした適切なマネジメントを、というような文章が学校側の項目の方に加わっております。『(4)適正な勤務時間の管理等』とありますが、市教委の部分として、12ページになりますが、学校の部分において、校長は休憩時間には職員会議を開催しないなどというような文言が加わっております。『(5)「チーム学校」としての取組みの推進』という項目を設けて、学校として取り組むこととして以下5点ほどあげております。13ページになりますが、『Action4意識の変容を促す取組』ということで、中段の学校という部分について、校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付けて具体的な目標を設定するというのが一つ、二つ目には、校長は学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方を進める。それを踏まえて下段には具体的な取組みとして、特に継続して上限を超える職員について、以下のように新たな文言として加わっておりますので、ご確認いただければと思います。14ページ『(2)ワークライフバランスを意識した働き方の推進』の学校の役割として、③15日以上有給休暇の取得促進と入っております。『(4)これまでの取組みの着実な推進』ということで、15ページ中段、学校の部分で校長は在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行うというような文言が入っております。最後のActionになりますが、『Action5学校サポート体制の充実』ということで、『(1)メンタルヘルス対策の推進等』において、学校の役割として、校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、産業医等による面接指導を実施するというような文言が入っております。次に16ページですが、『(2)トラブル等に直面した際のサポート体制の構築』で、市教委となっておりますが、スクールロイヤーの活用も含めて、という文言が加わっております。同じページの

下段に『(4)研修・会議の精選・見直し』という項目がありますが、市教委の部分としては定例的に実施している諸会議については、その必要性の面から見直し・精選を行うということが文言として入ってきております。同じ17ページの下段、『(6)教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等』ということで、市教委としては学校事務の共同実施の効果的な在り方を検討するという文言が加わっております。18ページ、19ページの方には学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項、そして用語解説というのが最後のページで触れております。素案段階としてはこの内容の説明になります。今後の予定としては、本日の教育委員会でご意見をいただき、それを踏まえて6月27日に予定している総務文教常任委員会で報告させていただき、7月に予定しております次回教育委員会で最終的な審議をしていただくというような流れで予定しております。恵庭市の働き方改革推進計画第3期の策定状況の中間報告としては以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長

補足をお願いします。14ページの年次有給休暇の取得について、何日から15日変わったのかと、15ページのストレスチェックの本市の状況、産業医の面接指導の実施状況、この3つを補足していただきたいと思います。

事 務 局

14ページの有給休暇15日の取得促進とありますが、第2期までは12日となっております。ストレスチェックについてですが、今年度としては年2回教職員のストレスチェックを行うことで進めております。長時間勤務に係る産業医の面接指導の実績ということでは正確には把握していない部分もありますが、産業医に相談するような事例の報告は受けておりませんが、文言として入っております。

教 育 長

ただ今の報告1についてご質疑等ございますか。

委 員

校長会にも素案を見ていただいたということですが、実際、現場の先生方がこういう計画に対して実行できるかどうかという、なかなか難しい部分もあるのではないかなと思われるので、現場サイドの先生の意見もなるべく反映させるような内容にしたらいいいのかなという希望です。それと、『推奨』などの言葉なので、有給休暇を何日取るようにと言ってもなかなか難しいことが想定されますので、「何日以上必ず取ってください」というような話をしないといけないのかなと感じるところです。ただ、こういう計画にそのような断定するような表現をすることがいいのかどうかはわかりませんが、推奨ではなく断言するくらいの表現でないと改革というのは難しいのかなという感想です。

事 務 局

現場の先生の声を反映するような形にしたいと思っております。推奨という部分での実効性というお話ですが、管理職の先生方は折に触れて長時間勤務あるいは有給取得も面談等の中でそれぞれ働きかけていただいていると思っておりますが、第3期働き方改革の計画が形になった時には、そのあたりの実効性を持たせた計画にしたいということで、現場と管理職の先生方等直接的な働きかけもしっかり行った上で計画になるよう取り組んでいきたいと思っております。文言の表現の部分についてはどこまでというのは検討させていただきたいと思っておりますが、道のアクションプランとの整合性を図りながらということもあります。

委 員

会社経営においても働き方改革というのはキーであって、どうしても「いかに時間外勤務を減らすか」ということになりがちですが、それを短縮するということは、業務の質が下がる、教育の質が下がるかもしれないというリスクがあり、それをいかに回避して働き方改革、先生方の負担をいかに軽減するかということを研究していかなければいけないと思います。根本的にマンパワーが足りない、特に教員は今かなり深刻な担い手不足という話を聞いておりますので、今報告いただいたのは、いかに時間外や職員の負担を軽減させるかということが明示されていると思いますが、39ページの北海道のアクションプラン第3期で『「働きやすさ」と「働きがい」のある職場づくりを目指して』とありますが、それをやはり頑張っていくと次のなり手が確保できないと思いますし、いかになり手を確保するかというのが喫緊の課題だと思いますので、そこを研究していただければと思います。

事 務 局

この働き方改革の第3期もそうですが、これプラス教職員の処遇というものも併せて考えていかなければ、根本的には教員不足というのは解消していかないのかなと考えておまして、現在、中教審で改正案が審議されているところでありますので、そういったものも併せて3期計画、次の4期計画にも組み込んで働き方改革推進計画のブラッシュアップをしていければと考えております。

教 育 長

私たちにできることは、欠員を生まない、人をいかに確保するかということで、今年については、相当な危機感をもって事務局の方で人事にあたっていました。『臨時教員募集』というポスターも作りましたし、公共施設や学校にも掲示していただきました。それを見て問合せもきておりました。やはり期限付教諭の確保というのは江別や北広島というのは人が集まるのですが、恵庭・千歳となると通勤が伴うものですから人材不足になる傾向です。市町村によっては、4月5月でも欠員が7名とか8名出ているところもありますが、恵庭市については、担当者が頑張ってくれて欠員ゼロであります。ただ、一方では期限付教諭が、大きな学校では7名もいるというのが実情です。中でも小学校の場合、学級担任ができる教員がいないと学校運営が成り立たないという状況になりますが、そういうところうちの教育委員会の担当者はしっかりやってくれていると感じております。おかげさまでそういう状況にあっても春からは欠員ゼロで良いスタートが切れたと思っております。ただ、非常に厳しい状況でして、例年であれば50人くらい管内に新採用が入ってくるところを30人くらいしか入ってこない、同じように他管いわゆるオホーツクとか根室とかから例年は50人くらい石狩管内に入ってきてくれるのですが、同じように30人くらいしか入ってこなかった。新採用不足がわかっていたものですから、他の管内からも難しい状況になっていて、最大限努力して今年はいまきましたけど、次年度も応募者が今年よりもさらに少ないので、次年度はさらに危機感を持って臨まないと、学校に欠員が生じて学級担任がしっかりできる特に小学校の先生を確保するというのは、どこの市町村教育委員会も危機感を持っていると思いますので、次年度についてももしっかり取り組んでいきたいと考えているところです。本題の計画については委員おっしゃるとおりでございますので、折に触れて待遇改善や人材確保については道教委に要請していきたいと思っております。

その他、ありますか。

各 委 員	(なしの 声)
教 育 長	なければ、以上で報告2について終了いたします。 続いて報告3は、「令和5年度恵庭市社会教育施設利用状況」、「令和5年度社会教育事業報告」及び「令和6年度恵庭市の社会教育」の公表についてです。事務局よりお願いいたします。
事 務 局	私からは、報告3「令和5年度恵庭市社会教育施設利用状況」、「令和5年度社会教育事業報告」及び「令和6年度恵庭市の社会教育」の公表について、ご説明いたします。 社会教育施設の利用状況や社会教育の取り組みについて、市民の皆さまをはじめ、より多くの方に知っていただき、ご意見等をいただきながら一層の推進を図るため、毎年市ホームページにおいて公表しております。 公表する内容ですが、 (1) 令和5年度恵庭市社会教育施設利用状況では、市民会館や公民館、各地区会館等の社会教育施設の年間利用状況についてまとめております。 (2) 令和5年度社会教育事業報告では、社会教育課、読書推進課、郷土資料館における各種事業についてまとめております。 (3) 令和6年度恵庭市の社会教育では、今年度の3課における各種事業の計画について報告する内容となっております。 なお、各報告書につきましては、配付資料のとおりであり、今後ホームページにて公表する予定です。 以上です。
教 育 長	ただ今の報告3についてご質疑等ございますか。 事務局の方で今回の報告で特に例年と違う点がありましたら、それぞれ報告願います。
事 務 局	恵庭市社会教育施設利用状況全般につきましては、コロナでだいぶ下がっていた利用が少しずつ上がってきている状況が全体的に見て取ることができるかと思えます。43ページの社会教育事業報告では、今回新規事業として『親子で学ぶ!こども航空教室』をやっておりますが、こちらは明治安田生命と日本航空の共催を受けた新しい事業となっております、子ども達が飛行機について学んでいました。その次のページ『Enjoy English♪』ですが、こちらもレクリエーションを通じて英語に親しむ事業をしております。こちらはコロナ禍ではずっとお休みしていた事業ですが、5年度からまた実施となりました。 読書推進課関係ではありますが、社会教育施設利用状況の中で28ページと29ページになります。図書館全館の利用人数と貸出冊数などについては、コロナが明けて5類に移行したのですが、なかなか元には戻っていない状況です。そして29ページの学校図書館の方ですが、一人当たりの貸出冊数について、令和4年度と5年度を比べた時に特に小学校においては一人当たり6冊程度下がっているという状況になっておりまして、なぜこうなっているのか気になっておりました。先日、学校司書が集ま

るミーティングがあったので、「各学校どのような変化がありますか」と聞いたところ、まず朝読については今学校で貸出している本というよりは、自宅から購入したものを持ってきて読んでいるという状況と、今の小5が小1の時にコロナ禍という状況になっているので、もしかするとまだ図書館を利用するという生活習慣がつかない子が小学校の中で増えてきていて冊数にも変動が見られているのではないかと推測しております。今年度については、中学校については大きな現象は見られなかったのですが、次年度以降も今推測しているような内容であれば影響が出てくるのかなと考えております。次に社会教育事業報告については、令和5年度新規事業は表の方に載せていますので、後程見ていただければと思います。次に令和6年度恵庭市の社会教育についてであります。読書推進課は84ページからになります。こちらの推進項目のところで今年度から第2期読書推進計画が始まった関係で、上から2つ目の『生涯各期に応じた読書の推進と環境づくり』でいうと、一番下の『外国人に向けたサービスの推進』や、『市民との協働による読書活動の推進』と、『図書館サービスの充実と適切な環境の整備』につきましても前年度から計画が変わったことによって文言を修正しているところがあります。重点の項目について加えた形で推進方針の方に盛り込んでおります。以上です。

郷土資料館についてです。利用者の動向ですが、30ページになりまして、来館者数でいきますと他の施設と同様コロナ禍で来館者が減っていましたが、令和4年度から少し戻りまして令和5年度は前年の6,918人からもう少し伸びるか想定していましたが、夏場の暑さも影響して夏場の来館者が減りまして、前年度よりも少ない状況であります。続いて69ページですが、新規事業について資料に記載のとおりですが、主なものとしましては、一番上の『コレクション展』で、4月29日から5月28日まで行いました『昭和のおもちゃ』についてのイベントですが、かなり来館者が増えまして、例年は前年度の発掘調査の成果を展示しているのですが、このテーマでかなり来館者が増えた分析結果になっておりますので、企画展のテーマは大切になってくると感じたところです。

以上です。

委 員

顕著に利用度合いが下がっている施設はありますか。

事 務 局

社会教育関係施設では概ねそういった施設は見られません。コロナが明けてからは上昇傾向にあります。

教 育 長

その他、ありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で報告3について終了いたします。

続いて、日程5その他について、事務局よりお願いします。

(次回の日程確認)

各 委 員

その他、全体を通して何かありますか。

(なしの声)

教 育 長

以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

終 了